

水戸市医師修学資金貸与事業 募集要項

令和7年6月

水戸市

<目次>

1	医師修学資金貸与制度	
	(1)概要 (2)貸与の対象となる方 (3)貸与者数	… 1
	(4)貸与期間 (5)貸与金額 (6)連帯保証人 (7)返還時の加算額	
	(8)修学資金の返還免除 (9)専門研修等を希望する場合、育児・介護等が生じた場合	
2	申請	… 3
	(1)申請に必要な提出書類 (2)書類の提出時期・提出場所	
3	選考	… 4
	(1)選考方法 (2)面接日 (3)選考結果 (4)契約	
4	大学卒業後から修学資金の返還が免除されるまで	… 5
	(1)スケジュールの例 (2)修学資金の貸与を受ける方の義務	
5	修学資金の返還	… 6
	(1)修学資金の返還が必要な場合 (2)返還額の例 (3)返還の方法	
6	条例・規則	… 7
7	問合せ先	… 7
○	よくある質問	… 8

1 医師修学資金貸与制度

(1) 概要

この制度は、将来、水戸市内の医療機関に従事する意思のある医学生に対し、返済免除付きの修学資金を貸与するものです。貸与を受けた方は、将来、所定の期間、市内の医療機関（病院や診療所）において、指定の診療科の医師として勤務していただきます。

今後、本市の医療を守るために必要となる医師を確保することで、地域医療の充実を目指しています。市民の生命と健康を守るため、将来にわたって安心して医療サービスを受けられるまちづくりの推進に貢献いただける方の応募をお待ちしています。

【指定の診療科】

小児科、産婦人科、救急科、内科、外科、脳神経外科、総合診療科

●市民の生命と健康を守るために、充実を目指す医療機能

水戸市では、人口減少や高齢化が進行する中、将来にわたっても、市民が安心して医療サービスを受けられるよう、小児・周産期医療や救急医療、在宅医療などの医療機能の充実を目指しています。

【小児・周産期医療：小児科、産婦人科など】

『新しい生命の誕生に寄り添い、こどもたちの笑顔と未来を守るために・・・』

- ・ 水戸市では、まちづくりの理念の一つとして、「こどもたちを育むまちをつくる」ことを掲げています。市民が、安心してこどもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、『新しい生命の誕生に寄り添い、こどもたちの笑顔と未来を守るために』小児・周産期医療体制の充実が大切です。

【救急医療：小児科、産婦人科、救急科、内科、外科、脳神経外科、総合診療科など】

『一刻一秒を争う中、最後の砦として生命を守るために・・・』

- ・ 水戸市には、救急医療を担う医療機関が集積しており、各医療機関は、水戸市民だけでなく、周辺市町村の住民の生命を守るため、重要な役割を担っています。今後は、高齢化の進行とともに、ひとり暮らし高齢者が増加するなど、救急医療のニーズが高まることが予想されており、『一刻一秒を争う中、最後の砦として生命を守るため』の救急医療の充実が大切です。

【在宅医療：救急科、内科、外科、総合診療科など】

『誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きていくために・・・』

- ・ 高齢化の進展に伴い、「治す医療」から「治し、支える医療」への転換が必要とされています。患者の日常生活を支えながら、急変時や入退院時の対応など、『誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きていくため』地域に寄り添った医療の充実が大切です。

(2) 貸与の対象となる方

貸与の対象となるのは、次の項目すべてに該当する方です。

- ① 大学の医学を履修する課程に在学する方
- ② 将来、市内の医療機関において、小児科、産婦人科、救急科、内科、外科、脳神経外科、総合診療科の医師として勤務する意思がある方（※）
- ③ 本市以外の地方公共団体その他の団体から、特定の医療機関において医師として勤務することなどの要件が付された奨学金その他これに類する資金の給付又は貸与を受けていない方

※ 水戸市が市内の医療機関への勤務を保証するものではありません。あらかじめご了承ください。

(3) 貸与者数

3人

(4) 貸与期間

令和8年4月から大学卒業まで

ただし、休学し、停学の処分を受け、又は留年をした期間は除きます。

(5) 貸与金額

月額 国公立大学の場合 20万円

私立大学の場合 30万円

入学金相当額 上限 100万円（令和8年度入学者に限る。）

(6) 連帯保証人

修学資金の貸与を受けようとする方は、貸与契約を締結するときに連帯保証人を2人立てる必要があります。連帯保証人は、独立して生計を営んでいる方で、利息を含めた修学資金の返還の責任を負う資力のある方とします。なお、貸与契約締結に当たり、印鑑証明書や収入を証する書類を提出していただきます。

(7) 返還時の加算額

貸与を受けた各月分の修学資金の額に対し、貸与を受けた日の翌日から大学を卒業した月の末日までの日数に応じて、年10%の割合で計算した額が加算額となります。大学を卒業する前に貸与契約を解除した場合には、解除の日までで加算額を計算します。

(8) 修学資金の返還免除

次の①，②のいずれかに該当するときは，修学資金の返還が免除されます。

- ① 臨床研修修了後，水戸市内の医療機関において指定の診療科の医師としての勤務（※）をし，貸与を受けた月数と同一の期間（36月に満たない場合は，36月）に達したとき。
- ② 水戸市内の医療機関において指定の診療科の医師としての勤務に起因して，心身を故障したことにより，その勤務を継続することができなくなったとき，または死亡したとき。

※ 水戸市が市内の医療機関への勤務を保証するものではありません。あらかじめご了承ください。

(9) 専門研修等を希望する場合，育児・介護等が生じた場合

- ① 専門研修等（市外の医療機関での研修，留学，大学院進学）
臨床研修修了後，市外の医療機関等で専門研修等を受けるために，事前の承認を得た上で，市内の医療機関に勤務することを延期することができます。認められる専門研修等の期間は，**通算で8年まで**です。
- ② 育児，介護等やむを得ない事由が生じた場合
1年を超えない期間で，市内の医療機関に指定の診療科の医師として勤務することを延期することができます。ただし，事前の承認を要します。

2 申請

(1) 申請に必要な提出書類

- ① 医師修学資金貸与申請書（様式第1号）
- ② 受験予定（結果）届出書（様式第2号）（医学生は提出不要です。）
- ③ 在学証明書（学校に在学していない方は，直近の卒業証明書）
- ④ 直近の成績証明書
- ⑤ 応募理由書（指定様式）
- ⑥ 履歴書（指定様式，顔写真不要）

※ 提出書類について，わからない点はお問合せください。

(2) 書類の提出時期・提出場所

令和7年8月1日（金）から同年9月12日（金）（当日消印有効）までに，直接または郵送で，保健総務課に提出してください。

3 選考

(1) 選考方法

書類と面接により選考を行います。

(2) 面接日

面接は令和7年9月27日（土）に実施を予定しています。

(3) 選考結果

令和7年10月中旬頃に選考結果を発送します。

選考結果には次の4種類があります。

- ① 市が貸与の決定をした方（借受予定者）
- ② 市が貸与の決定をした方のうち、令和8年度入学試験に合格し、医学を履修する課程に入学する条件が付された方（条件付き借受予定者）
- ③ 市が貸与しない決定をした方のうち、借受予定者に係る貸与の決定の取消しがあつたときに貸与する方（補欠候補者。優先順位が付されます。）
- ④ 市が貸与しない決定をした方

(4) 契約

市と借受予定者は、令和8年3月までに契約準備を行い、同年4月に契約を締結します。

連帯保証人の印鑑証明書や収入を証する書類などを提出していただきます。

印紙税法に基づく収入印紙が必要になります。

4 大学卒業後から修学資金の返還が免除されるまで

(1) スケジュールの例

【モデル1】臨床研修終了後、市内の医療機関に勤務した場合

大学 (貸与期間) 6年間			臨床研修 2年間		市内勤務 6年間			返還の 免除
1学年	～	6学年	1年目	2年目	1年目	～	6年目	
18歳	～	23歳	24歳	25歳	26歳	～	31歳	

国家試験合格

【モデル2】専門研修等を市外で8年間受けた場合

大学 (貸与期間) 6年間			臨床研修 2年間		専門研修等 4年間			市内勤務 3年間			専門研修等 4年間			市内勤務 3年間			返還の 免除
1学年	～	6学年	1年目	2年目	1年目	～	4年目	1年目	～	3年目	5年目	～	8年目	4年目	～	6年目	
18歳	～	23歳	24歳	25歳	26歳	～	29歳	30歳	～	32歳	33歳	～	36歳	37歳	～	39歳	

国家試験合格

※ 臨床研修後、承認を得た上で、市外で専門研修等を通算で8年間まで受けることができます。

(2) 修学資金の貸与を受ける方の義務

- ① 住所又は氏名を変更したときの届出
- ② 関係書類の提出、面談、必要と認める調査に応じること
- ③ 休学し、停学の処分を受け、又は留年をしたときの届出
- ④ 現況の届出

5 修学資金の返還

(1) 修学資金の返還が必要な場合

以下の返還事由に該当する場合には、修学資金に加算額を加えた額を返還していただきます。

<返還事由と具体例>

返還事由	具体例
契約解除	① 大学を退学した。 ② 学業成績が著しく不良と認められる。 ③ 心身の故障により大学における医学の修学を継続する見込みがない。 ④ 死亡した。 ⑤ 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けた。 ⑥ 他団体修学資金の給付又は貸与を受けた。 ⑦ 指定勤務※をする見込みがない。
医師免許が取得できなかった	大学を卒業後、 <u>2年以内</u> に医師免許を受けられなかった。
医師の業務に従事できなかった	心身の故障により、臨床研修を受け、又は医師の業務に従事することができなくなった。
指定勤務※を開始しない。貸与を受けた期間と同一期間、指定勤務※に従事する見込みがない。	① 臨床研修を修了後、指定勤務※を開始しない。（市外における専門研修等について、市長の承認を受けた場合を除きます。） ② 指定勤務※を正当な理由なく中止した。 ③ 貸与を受けた期間と同一期間（36月末満のときは、36月）、指定勤務※に従事する見込みがない。

※ 指定勤務 水戸市内の医療機関において、小児科、産婦人科、救急科、内科、外科、脳神経外科、総合診療科その他市長がこれに準すると認める診療科の医師として勤務することをいいます。

(2) 返還額の例

- ① 月額20万円の貸与を6年間受けた場合（入学金相当額100万円を含む）
修学資金1,540万円＋加算額約520万円＝返還額約2,060万円
- ② 月額30万円の貸与を6年間受けた場合（入学金相当額100万円を含む）
修学資金2,260万円＋加算額約760万円＝返還額約3,020万円

(3) 返還の方法

原則として、修学資金の返還事由が生じた日（ただし、大学在学中のときは大学に在学しなくなった日）の翌月の月末までに一括して返還していただきます。

※ 納期限までに返還額が支払われない場合は、別途14.6%の割合で利息（延滞金）がかかります。

6 条例・規則

水戸市医師修学資金貸与条例

水戸市医師修学資金貸与条例施行規則

7 問合せ先

水戸市保健所 保健総務課 地域医療対策室 担当 小野瀬，長洲，鈴木

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 993-13

電話番号 029-305-6291

FAX 番号 029-241-0350

U R L <https://www.city.mito.lg.jp/page/2113.html>

○ よくある質問

質問 1 規則には、小児科、産婦人科、救急科、内科、外科、脳神経外科、総合診療科
その他市長がこれに準ずると認める診療科とありますが、「市長がこれに準ずると認める診療科」とは何ですか。

答え 1 小児科、産婦人科、救急科、内科、外科、脳神経外科、総合診療科と密接に係る診療科がこれに当たります。例えば新生児科や小児の名称の付いた診療科がありますが、詳細はお問い合わせください。

質問 2 総合診療科は、厚生労働省の定める広告可能な診療科名に含まれていません。
将来、総合診療科の医師を目指す場合、どのような勤務が指定勤務に該当しますか。

答え 2 総合診療医は、総合病院や在宅医療を担う医療機関など、様々な医療機関で活躍しています。それらの医療機関において、総合診療医（専門医）として、医療提供を行うことで、指定勤務の対象となります。

質問 3 連帯保証人は両親でよいですか。

答え 3 連帯保証人は、独立の生計を営んでいる方で、修学資金の返還が生じた場合に返還する責任を負う資力のある方を立ててください。独立の生計を営んでいない場合は、連帯保証人にはなれません。両親がともに働いており、独立の生計を営む資力がある場合には、連帯保証人になることができます。契約の際、連帯保証人となる方の収入を証する書類を提出していただきます。

質問 4 学業成績が著しく不良と認められるときは契約を解除するとありますが、具体的にはどのような学業成績をいうのですか。

答え 4 2年連続で留年した場合をいいます。